

各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長

} 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

官公需印刷物の入札・契約について (通知)

標記の件について、別添 1 のとおり、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業海外需要開拓室長から当職あてに、地方公共団体における官公需印刷物の入札・契約に関する配慮について依頼がありました。

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 8 条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところ、本年 4 月 21 日に閣議決定された「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、官公需における価格転嫁・取引適正化のために必要な措置を講じることとされています。このため、総務省においては、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 8 年 4 月 21 日付け総務省自治行政局長通知）により、地方公共団体における入札・契約手の運用について、関係法令及び基本方針に基づき、適切に対応するよう通知しているところです。

また、本年 4 月 6 日付け「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）においては、地方公共団体における目標として、基本方針で定められた措置事項のうち特に取組を加速化すべきものについては、令和 9 年度末までに全ての自治体において 100% の実施がなされる状態を目指すとしています。

なお、中小企業庁においては、毎年 3 月・9 月に「価格交渉促進月間」を実施し、実際に価格交渉、価格転嫁を発注者が実施したか、受注側の中小企業 30 万社へフォローアップ調査を行い、その結果を公表しています。令和 8 年 3 月期の調査結果が本年 6 月 26 日に公表されたところですが、官公需全体の価格転嫁率（コスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合の回答の平均値。以下同じ。）は、昨年 9 月時点より約 4 ポイント減の 48.4% であり、官公需における価格転嫁への対応が不十分であることを示す結果となりました。さらに、そのうち、受注企業が印刷業種の官公需取引における価格転嫁率は、1 ポイント減の 40.4% と官公需全体よりも低い水準です。

以上を踏まえ、今般、各地方公共団体が基本方針及び加速化プランに対応し、官公需印刷物の入

札・契約の更なる適正化を進めるため、別添2のとおり、「官公需印刷物の入札・契約について（通知）」（令和8年7月31日付け経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業海外需要開拓室長通知）が発出されたところであり、この通知では、官公需印刷物に関し、地方公共団体における最低制限価格制度や地域要件等の導入事例等も示されています。

については、基本方針及び別添2等を十分に踏まえ、貴団体における印刷物の発注を担当する部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入・適用、印刷事業者が製作する知的財産や印刷データの財産的価値への配慮、コンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用について検討し、かつ、業界団体等からの印刷官公需に関する相談に適切に対応していただくようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

経 済 産 業 省

20260730商局第6号

令和8年7月31日

総務省自治行政局行政課長 殿

経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業海外需要開拓室長

官公需印刷物の入札・契約について（依頼）

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところ、本年4月21日に閣議決定された「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、官公需における価格転嫁・取引適正化のために必要な措置を講じることとされています。

加えて、本年4月6日付け「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」において、地方公共団体における目標として、以下のように、基本方針で定められた措置事項のうち特に取組を加速化すべきものについては、令和9年度末までに全ての自治体において100%の実施がなされる状態を目指すとされています。

- ・ 発注に当たって作成する予定価格へ最新の実勢価格を反映
- ・ 入札を実施する際の低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用
- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記
- ・ 組織内で利用する契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定
- ・ 知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮

官公需印刷物については、「官公需印刷物の入札・契約について（通知）」（令和7年6月25日付け 20250625 商局第2号経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課長通知）及び「官公需印刷物の入札・契約について」（令和7年6月26日付け総行行第326号総務省自治行政局行政課長通知）において、印刷物の発注を担当する部局、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、及び予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、適切な予定価格の作成、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入、印刷事業者が製作する知的財産や印刷データの財産的価値への配慮、コンテンツ版バイ・ドール

ル契約の積極的な活用について検討し、かつ、業界団体等からの印刷官公需に関する相談に適切に対応するよう通知したところです。

なお、中小企業庁においては、毎年３月・９月に「価格交渉促進月間」を実施し、実際に価格交渉、価格転嫁を発注者が実施したか、受注側の中小企業３０万社へフォローアップ調査を行い、その結果を公表しています。令和８年３月期の調査結果が本年６月２６日に公表されたところですが、官公需全体の価格転嫁率（コスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合の回答の平均値。以下同じ。）は、昨年９月時点より約４ポイント減の４８．４％であり、官公需における価格転嫁への対応が不十分であることを示す結果となりました。さらに、そのうち、受注企業が印刷業種の官公需取引における価格転嫁率は、１ポイント減の４０．４％と官公需全体よりも低い水準です。

以上を踏まえ、今般、各地方公共団体が上記基本方針及び加速化プランに対応し、官公需印刷物の入札・契約の更なる適正化を進めるため、別添のとおり各都道府県宛てに通知を発出しました。

本通知に基づく対応を適切に実施するためには、全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において本通知の趣旨が徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

以上

経 済 産 業 省

20260730商局第5号

令和8年7月31日

各都道府県商工担当課長 殿

経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業海外需要開拓室長

官公需印刷物の入札・契約について（通知）

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところ、本年4月21日に閣議決定された「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、官公需における価格転嫁・取引適正化のために必要な措置を講じることとされています。

加えて、本年4月6日付け「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」において、地方公共団体における目標として、以下のように、基本方針で定められた措置事項のうち特に取組を加速化すべきものについては、令和9年度末までに全ての自治体において100%の実施がなされる状態を目指すとしています。

- ・ 発注に当たって作成する予定価格へ最新の実勢価格を反映
- ・ 入札を実施する際の低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用
- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記
- ・ 組織内で利用する契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定
- ・ 知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮

官公需印刷物については、「官公需印刷物の入札・契約について（通知）」（令和7年6月25日付け 20250625 商局第2号経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課長通知）及び「官公需印刷物の入札・契約について」（令和7年6月26日付け総行行第326号総務省自治行政局行政課長通知）において、印刷物の発注を担当する部局、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、及び予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、適切な予定価格の作成、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入、印刷事業者が製作する知的財産や印刷データの財産的価値への配慮、コンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用について検討し、かつ、業界団体等からの印刷官公需に関する相談に適切に対応するよう通知したところです。

なお、中小企業庁においては、毎年3月・9月に「価格交渉促進月間」を実施し、実際に

価格交渉、価格転嫁を発注者が実施したか、受注側の中小企業30万社へフォローアップ調査を行い、その結果を公表しています。令和8年3月期の調査結果が本年6月26日に公表されたところですが、官公需全体の価格転嫁率（コスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合の回答の平均値。以下同じ。）は、昨年9月時点より約4ポイント減の48.4%であり、官公需における価格転嫁への対応が不十分であることを示す結果となりました。さらに、そのうち、受注企業が印刷業種の官公需取引における価格転嫁率は、1ポイント減の40.4%と官公需全体よりも低い水準です。

以上を踏まえ、各地方公共団体が、上記基本方針及び加速化プランに対応し、官公需印刷物の入札・契約の更なる適正化を進めるため、下記の事項を参考に対応されるようお願いいたします。

本件については、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 適正な予定価格の作成について

現下の中東情勢の影響も含め、原材料費や労務費、エネルギーコストが高騰しており、今後も物価上昇が続くことを踏まえた、適正な予定価格が作成される必要があります。そのため、過去の発注実績のみから予定価格を作成することは適正ではありません。

また、納品される印刷物の品質管理は、印刷工程を行った事業者自身でないと適切に管理することが難しいこと、地域ごとに用紙代等に価格差があること、長距離配送による環境負荷の増大等、事業者の印刷設備の有無や発注者の所在する地域に関する事情が考慮されることが適正です。

具体的には、下記事項を考慮の上、適正な予定価格の作成を検討してください。

- ① 予定価格の作成にあたり、自ら積算を行う際は、印刷物の種類別に積算体系を解説し、その項目ごとに、地区別の料金と算出法、積算事例が掲載されている最新版の「積算資料 印刷料金（一般財団法人経済調査会）」を用いることを検討してください。
- ② 予定価格の作成にあたり、参考見積を印刷事業者から取得する際は、印刷設備を保有し、発注者と同一都道府県内に所在する自社生産可能な印刷事業者から原材料費・労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた見積書の提出を依頼してください。

2. 最低制限価格制度等の導入について

官公需の発注においては、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁されることが必要であることから、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入により、価格転嫁分を無視した過度な低価格競争を抑止し、適正な競争を促進させるとともに、印刷物の品質確保を行う必要があります。その前提として、印刷物の調達を「物品購入契約」により行っている場合には、「製造請負契約」に見直す必要があります。

なお、総務省においては、本年4月1日時点で「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査」を行い、その結果が本年7月7日に公表されたところですが、「印刷物等の作成」に対しては、7の都道府県及び1,317の市区町村（競争入札を行っていない281市区町村を含む。）において最低制限価格制度又は低入札価格調査制度の導入がなされていない状況です。

併せて、最低制限価格制度等の導入だけにとどまらず、予定価格に対して最低制限価格等を設定する基準を、過度な低価格競争を防ぐために実効的な割合にまで引き上げることも同時に求められます。

また、官公需印刷物は少額の発注となり入札によらない随意契約の方法で調達される場合も多く、オープンカウンター方式のように見積り合わせ等による調達の場合には、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認することが求められます。

最低制限価格制度等の導入事例や最低制限価格等の算定方法の例を別紙のとおり記載しています。

3. 参加資格・加点基準としての地域要件・設備要件の導入について

官公需による地域経済の活性化や地域の雇用の維持、設備投資の促進が重要であることを踏まえ、一般競争入札・総合評価一般競争入札等の競争性を発揮する調達方式において、応募する社の事業所の所在地に関する要件（地域要件）・自社の保有する印刷設備で印刷を行うこと（設備要件）等を定めることが強く推奨されます。

具体的には、以下のとおり、一般競争入札に係る参加資格に要件を設けることのほか、総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準において価格とは異なる評価項目（加点基準）として地域要件・設備要件を設定し、地域外の事業者の参入機会の確保とのバランスを取る考え方があります。

- ① 参加資格に地域要件、設備要件とその優先順位を設ける。
- ② 加点基準として、発注者と事業所の所在する地域との関係や設備の保有状況により、点数に傾斜を付ける。

また、少額随意契約におけるオープンカウンター方式を採用する場合においても、上記と同様に、応募できる社に係る地域要件・設備要件等の必要な資格を適切に設定することが推奨されます。

地域要件・設備要件の例を別紙のとおり記載しています。

4. 印刷事業者の知的財産権や印刷用データの財産的価値に配慮した取扱い、コンテンツ版バイ・ドール契約の条項の導入について

官公需における印刷発注においては、受注者が独自に創作し、本来受注者に帰属すべき著作権が、譲渡の必要性が十分に検討されることがないまま、一律に無償で発注者に譲渡されている、発注者が無償で利用できる著作権の範囲が不明確になっている等、発注者と受注者の間で対等な契約がされていない実態が問題となっています。官公需において、著

作権等の知的財産権を受注者に帰属させ、二次利用しやすくする「コンテンツ版バイ・ドール契約」条項の導入が必要です。

また、印刷用データは無体物であり所有権の対象とはなりませんが、中間生成物である製版フィルムの所有権が印刷事業者に帰属するという裁判例（平成13年7月9日東京地裁判決）に照らして、中間生成物である印刷用データの利用及び管理に関する権限を印刷業者に認め、これに基づく財産的価値に配慮し、当然に印刷用データの無償納品等を要求することがないようにしてください。

印刷事業者の知的財産権や印刷データの財産的価値に配慮した取扱いに関して、別紙の事例や、全日本印刷工業組合連合会が作成した「官公需のための印刷発注契約ガイドブック」に掲載の契約書のひな型も参考にして、仕様書や契約書作成においても活用を検討してください。

以上

(別紙)

1. 最低制限価格制度の導入事例

(1) 東京都

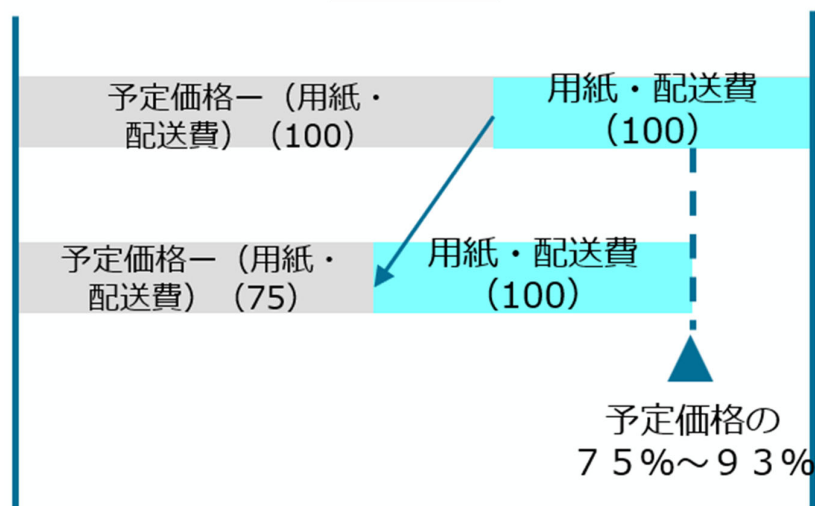
東京都では印刷物の調達に対し最低制限価格制度を実施し、予定価格の75%～93%の間になるように設定。

<算定式>

$(\text{予定価格} - (\text{用紙代} + \text{配送費})) \times 10\text{分の}7.5 + (\text{用紙代} + \text{配送費})$

ただし、算定の結果、予定価格の10分の9.3を超える場合にあっては予定価格の10分の9.3を最低制限価格とする。

算定方法



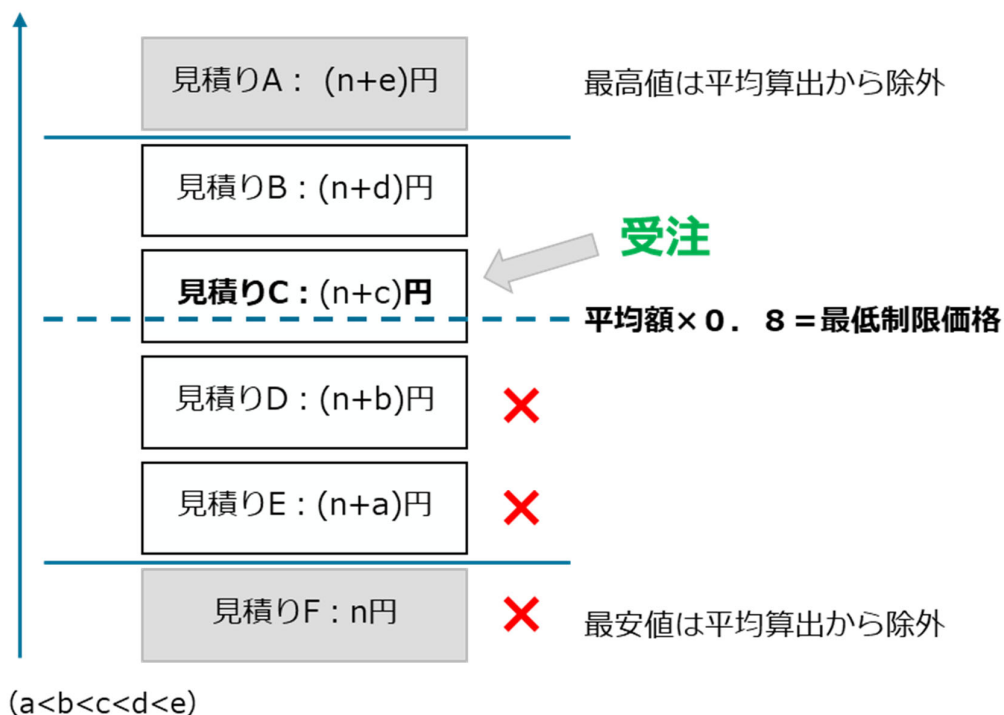
(2) 岡山県津山市

岡山県津山市では印刷物の製造請負等の役務委託契約について、競争見積（随意契約）における過度な低価格による質の低下を防止し、適正な市場価格での契約締結を図ることを目的に「変動型最低制限価格制度」を採用。（変動型最低制限価格制度については、すでに建設工事及び測量、設計等コンサルタント業務などで採用している地方公共団体は多数。）

同市の変動型最低制限価格は、案件ごとに次の方法により算定。

- ① 見積提出業者中の、最高値および最安値を除外して、平均額を算出。見積提出業者が5社未満のときは、変動型最低制限価格制度を適用しない。
- ② 上記平均額に100分の80を乗じて得た額を最低制限価格とする。

※決定した最低制限価格は、その決定後に見積の無効があった場合においても変更しない。



2. 地域要件等の導入事例

(1) 長野県「製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の概要」

<<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/buppin/tetsuzuki/index.html>>

次の要件を参加要件の基本とし、案件ごとに定めている。

- ・ 「製造の請負」のうち、印刷・製本業務については、長野県内に本店を有する事業者
- ・ 印刷・製本業務を除く「製造の請負」、「物件の買入れ」、「その他の契約」については、長野県内に本店又は支店・営業所を有する事業者

(2) 愛知県「本庁における定時見積の実施について」

<<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/609316.pdf>>

調達条件として、一般印刷、軽印刷の調達については、「原則、自社の印刷機を使用すること。また、県内で全工程を行うこと」が示されている。

3. 加点基準として地域要件・設備要件を設定する考え方の例

<算定式の例>

応募価格＋（応募価格×地域要件の関する係数）＋（応募価格×設備要件の関する係数）

：上記の算定式により算出した点数を比較し、最も低い点数の事業者が受注

○地域要件の係数の考え方の例

事業所の所在地	係数
①発注する市区町村及び隣接市区町村に事業所	× 0. 0
②発注する市区町村が属する都道府県に事業所	× 0. 1
③発注する市区町村が属する都道府県に隣接する都道府県に事業所	× 0. 2
④その他の地域の事業所	× 0. 3

○設備要件の係数の考え方の例

	係数
①製造工程をすべて自社の設備で行う	× 0. 0
②製造工程の半分以上を自社の設備で行う	× 0. 1
③製造工程の半分未満を自社の設備で行う	× 0. 2
④製造工程を外注	× 0. 3

※係数は一例

<計算例>

A社：430,000 円で入札。発注する市区町村の隣接都道府県以外のその他の地域に事業所が所在（④）。製造工程は全て自社設備使用（①）

B社：500,000 円で入札。発注する市区町村に隣接する市区町村に事業所が所在（②）。製造工程は全て自社設備使用（①）

C社：450,000 円で入札。発注する市区町村が属する都道府県に隣接する都道府県に事業所が所在（③）。製造工程の一部を外注（②）

価格だけであれば、A社<C社<B社

地域要件及び設備要件により、B社<A社<C社となり、B社が落札

A社		
価格（円）		430,000
地域要件	④（×0.3）	129,000
設備要件	①（×0.0）	0
点数		559,000

B社		
価格（円）		500,000
地域要件	②（×0.1）	50,000
設備要件	①（×0.0）	0
点数		550,000

C社		
価格（円）		450,000
地域要件	③（×0.2）	90,000
設備要件	②（×0.1）	45,000
点数		585,000

（※（公社）日本印刷技術協会の協力の下、経済産業省文化創造産業課において作成）

4. 印刷事業者の知的財産権や印刷用データの財産的価値に配慮した取扱いについての事例

○事例 1

令和7年、新潟県柏崎市では、各種業務委託文書において、以下のとおり、業務委託契約における著作権・著作者人格権の取扱いについて、制作者との合意形成を前提としたものとなるよう、見直しを行った。

チラシ、ポスターなどのデザインを含む印刷物製造の請負契約における著作権、著作者人格権等の取扱いについては、権利の帰属について十分に検討することなく一律に著作権等の全てを発注者に譲渡させることのないよう、著作権等の帰属についてあらかじめ参考見積依頼の段階で必ず確認するとともに、制作者との合意形成を前提とした契約となるよう徹底。

成果物への一律的な著作権帰属の記載を行わず、制作者との合意形成を前提とした表記となるよう徹底。

○事例2

鹿児島県では、著作権等の知的財産権の財産的価値について、十分に留意した調達とするため、印刷物の調達に関するチェックリストの作成等をしている。

印刷物の調達に関するチェックリスト

チエック項目	チェック (○×-)
【原稿作成】	
・ 原稿作成時に、著作権侵害となるような写真・画像等を使用していないか？	
※ 使用している場合、著作権の権利者の了解を得ているか。 了解を得ている場合はその者の名を記してください。 得ていない場合は作成できません。	
権利者名()	
・ イラストの作成及びレイアウトの調整等を契約の相手方に求めているか？ (「×」の場合(契約の相手方が版下作成を行う場合が想定される)は、成果物の著作権は契約の相手方に帰属することとなるため、仕様書の作成に当たっては、著作権等の権利の取扱いについて、十分に留意すること。) ※ 初版ではない発注で、増刷や使用したイラスト、レイアウト等を使用する場合は、権利者(初版の契約の相手方等)以外との契約はできません。(ただし、権利者の了解がある場合を除く。)	
【仕様書作成】	
・ 総務省(中小企業庁)からの通知に基づき、著作権等の権利範囲を明確化し財産的価値に留意しているか？	
【著作権関係】	
・ 県に対して著作権等の権利が一律譲渡される仕様書となっていないか？ 県に対して著作権等の権利が一律譲渡される仕様となっている場合は、調達目的達成のために本当に必要なか十分に検討を行っているか？ 【問題のある仕様書への記載例】 「印刷物の著作権は鹿児島県に帰属するものとする」	
・ 契約の相手方に対して著作権等の権利の譲渡を求める場合において、著作物の利用目的や期間等が仕様書で明確化されているか？	
・ 著作権等の財産的価値に配慮せず、県が無償で譲渡・利用できる仕様書となっていないか？(コンテンツ版バイ・ドール契約等を活用する場合を除く。) 【問題のある仕様書への記載例】 「県が今後作成するパンフレットへの使用について無償で許可すること」	
【所有権関係】	
・ 電子データの納品を求めているか？(契約の相手方が作成した電子データの所有権は契約の相手方に帰属する。) 電子データの納品を求める仕様となっている場合は、調達目的達成のために本当に必要なか十分に検討を行っているか？	
・ 電子データの納品を求める場合、PDF形式とする仕様書となっているか？(容易に印刷の製版に使用できる電子データは、原則として納品を求めることはできない。)	
・ 納品を求める電子データの利用目的や期間等が仕様書で明確化されているか？	
【予定価格】	
・ 著作権の譲渡や電子データの納品を求める場合は、その対価について予定価格の積算に含まれているか？	
【留意事項】 権利の譲渡や電子データの納品等を求める場合は、入札等の参加者が財産的価値を算定した上で入札等を行うことができるように、その詳細を仕様書に必ず明記するようにすること。 (例：○○の対価については本業務の対価に含まれるものとする。)	

5. コンテンツ版バイ・ドール契約の条項例（全日本印刷工業組合連合会作成「コンテンツ版バイ・ドール契約書」）

【発注者】◎◎◎◎◎◎◎◎（以下、「甲」という）と 【請負者】○○○○○○○○○（以下、「乙」という）は、●●●●●●●●●●（以下、「●●●●●」という）に基づき制作された最終成果物「○●○●」及びその制作過程で作成された、印刷データ、デザイン、原稿等の中間生成物（以下併せて「本件著作物等」という。）に係る著作権（以下、「本件著作権」という。）、所有権及び利用権（以下、併せて「本件対象権利」という。）について以下の通りのコンテンツ版バイ・ドール契約（以下、「本契約」という。）を結ぶ。

第1条（権利の帰属）

1. 本件対象権利は、本契約の定め又は甲乙間で別途書面による合意のない限り、乙に帰属する。ただし、本件対象権利のうち、印刷物として納品された最終成果物に係る所有権に限り、甲に帰属する。
2. 甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、当該最終成果物に係る所有権が甲に帰属することで、乙の本件対象権利が譲渡、移転、利用許諾されるものでないことを確認する。

第2条（利用許諾等）

1. 乙は、甲に対し、次に定める条件・範囲で、本件対象権利の利用を許諾する。

許諾の対象とする権利	
☐ 本件著作権	
☐ 利用権（印刷データ・デザイン・原稿データ・その他 []）	
☐ その他 []	
案件名（契約名・契約件名等）	
利用目的	
利用対象媒体（名称・仕様）	
利用対象媒体の数量	[] ※この数量を超えて利用する場合は別途の合意を要する
利用期間	●●●●年●●月●●日～●●●●年●●月●●日 ※利用数量内であっても、この期間を超過する場合は、別途の合意を要する
第三者への再許諾	☐ 認めない ☐ 次に記載する者に限り認める []
備考	

2. 本契約に定めのない限り又は別途書面による合意をしない限り、前項に定める許諾の範囲に、甲が、第三者に対して本件対象権利の利用を再許諾することは含まれない。
3. 乙は、甲及び第2条第1項で再許諾を認められた第三者による実施について、「●●●●●」第3条の定めによるほか、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、甲が本件著作物を著しく改変し、乙の名誉又は声望を害する方法で利用する場合はこの限りではない。
4. 乙は、本件著作物及びその二次的著作物の公表に際し、自己の成果である旨を明示することができる。

第3条（許諾料）

1. 甲は、本件著作権の利用許諾料として金〇●〇●〇●〇●円（消費税〇●〇●円を含む）を、●年●月●日までに、乙が指定する金融機関口座に振込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。
2. 甲及び乙は、前項に定める許諾料には、著作者人格権の不行使の合意に関する対価も含まれることを確認する。
3. 第2条に定める利用目的、利用範囲、利用期間等を変更した場合、甲は、変更後の利用範囲に相当する許諾料を、乙に支払うものとする。この場合において、変更後の内容について、甲乙協議のうえ、書面による合意をするものとする。

第4条（クレーム等の対応）

1. 甲は、第三者が本件著作権を侵害したとき、または侵害するおそれがあるときは、直ちに乙に報告し、乙が侵害排除のために甲らに協力を要請した場合は、それに協力する。
2. 甲及び第2条第1項で再許諾を認められた第三者が本契約の条件に従って本件対象権利を利用していてもかかわらず、第三者より著作権侵害等に関するクレームを受けた際には、甲及び乙が協議して対応するものとする。

第5条（著作権の扱い）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本件著作権を乙から譲り受けないものとする。
 - （1） 乙は、本件著作権について、遅滞なくその種類その他の情報を甲に様式1により報告する。
 - （2） 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本件著作物を利用する権利を甲に許諾する。
 - （3） 乙は、本件著作物を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、本件著作物を利用する権利を甲に許諾する。
 - （4） 乙は、本件著作権を甲以外の第三者に移転する場合には、合併又は分割により移転するときを除き、事前に甲の承認を受け、かつ、本契約の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させる。
2. 乙は、前項各号に定める規定のいずれかを遵守せず、遵守しないことにつき正当な理由がないと甲が認める場合、甲に本件著作権を譲り渡すものとする。

第6条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、第2条で定める本件対象権利の利用期間と同期間とする。
2. 本件対象権利の利用期間が変更された場合は、その変更後の期間とする。

第7条（契約解除）

当事者の一方に、本件契約に違反する行為があり、履行を催告した後14日が経過してもなお履行しない場合は、他方当事者は、本件契約を解除することができる。

第8条（契約終了後の措置）

1. 契約期間満了、解除等、本契約が終了したときは、甲は次の各号の措置を取らなければならない。
 - （1） 本件対象権利の利用及び提供の停止
 - （2） 乙より提供されたデータの破棄・消去
 - （3） 乙が提供した利用マニュアル等の資料の返還
 - （4） 乙より提供されたデータを破棄・消去した旨の通知

2. 第1項(1)の特例として、期間満了による契約終了の日から1年間は、本件対象権利を利用して作成した既に印刷済みのパンフレットその他の出版物が契約終了時に存在する場合に限り頒布することができる。

第9条 (損害賠償)

甲及び乙は、他方当事者による本契約違反が発生した場合は、他方当事者にその損害の賠償を求めることができる。

第10条 (協議)

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第11条 (合意管轄)

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約成立の証として本書を2通作成し甲乙記名押印のうえ各1通保管する。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)

(様式1)

令和 年 月 日

【甲】

〇〇 殿

【乙】

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

著作物通知書

コンテンツ版パイ・ドール契約書第5条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 開発項目

3. 著作物の種類

4. 著作物の題号

5. 著作者の氏名（名称）

6. 著作物の内容